第三百四十五条第六項中「告知等」」の下に「と、「番号既告知者」とあるのは「同条第五項の規定により読み替えられた第三百四十二条第四項（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）の規定に該当する個人」」を加える。

第三百四十六条第三項中「又は法人番号を有しない者」を「若しくは法人番号を有しない者又は第五項の規定により読み替えられた第三百四十二条第四項（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）の規定により読み替えられた同条第一項に規定する政令で定める者について、第三百四十二条第五項の規定は」に改め、「ついて」の下に「、それぞれ」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第三百四十二条第四項中「株式等の譲渡の対価の同項に規定する支払者」とあるのは「第三百四十六条第三項（償還金等の受領者の告知等）に規定する償還金等の同項に規定する交付者」と、「株式等の譲渡の対価の支払」とあるのは「償還金等の交付」と、「次条第二項」とあるのは「同条第六項の規定により読み替えられた次条第二項」と読み替えるものとする。

第三百四十六条第六項中「告知等」」の下に「と、「番号既告知者」とあるのは「同条第五項の規定により読み替えられた第三百四十二条第四項（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）の規定に該当する個人」」を加える。

第三百四十八条第一項中「又は法人番号を有しない者」を「若しくは法人番号を有しない者又は第四項の規定に該当する個人（第三百五十条第一項において「番号既告知者」という。）」に、「次項、次条第三項及び第三百五十条第一項」を「次項」に改め、同条に次の一項を加える。

4　法第二百二十四条の四に規定する政令で定める者は、信託受益権の譲渡の対価の同条に規定する支払者が、財務省令で定めるところにより、当該信託受益権の譲渡の対価の支払を受ける個人の氏名、住所及び個人番号その他の事項を記載した帳簿（当該個人の次条第二項において準用する第三百三十七条第二項第一号（告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）に定める書類の提示又は署名用電子証明書等の送信を受けて作成されたものに限る。）を備えている場合における当該個人（当該個人の氏名、住所又は個人番号が当該帳簿に記載されている当該個人の氏名、住所又は個人番号と異なる場合における当該個人を除く。）とする。

第三百四十九条第三項中「その他」を「個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所。以下この項において同じ。）その他」に改める。

第三百五十条第一項中「法人番号が」を「法人番号（個人番号若しくは法人番号既告知者にあつては、氏名又は名称及び住所。以下この項において同じ。）が」に改める。

第三百五十条の三第一項中「又は法人番号を有しない者」を「若しくは法人番号を有しない者又は第四項の規定に該当する個人（第三百五十条の五第一項において「番号既告知者」という。）」に、「。以下この条から第三百五十条の五まで」を「。次項」に改め、同条に次の一項を加える。

4　法第二百二十四条の五第一項に規定する政令で定める者は、差金等決済に係る先物取引の商品先物取引業者等が、財務省令で定めるところにより、当該差金等決済をする個人の氏名、住所及び個人番号その他の事項を記載した帳簿（当該個人の次条第二項において準用する第三百三十七条第二項第一号（告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）に定める書類の提示又は署名用電子証明書等の送信を受けて作成されたものに限る。）を備えている場合における当該個人（当該個人の氏名、住所又は個人番号が当該帳簿に記載されている当該個人の氏名、住所又は個人番号と異なる場合における当該個人を除く。）とする。

第三百五十条の四第三項中「その他の事項」を「（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所。以下この項において同じ。）その他の事項」に改める。

第三百五十三条の八第一項中「又は法人番号を有しない者」を「若しくは法人番号を有しない者又は第四項の規定に該当する個人（第三百五十条の十第一項において「番号既告知者」という。）」に、「住所。以下この条から第三百五十条の十まで」を「住所。次項」に改め、同条に次の一項を加える。

4　法第二百二十四条の六に規定する政令で定める者は、金地金等の譲渡の対価の支払者が、財務省令で定めるところにより、当該金地金等の譲渡の対価の支払を受ける個人の氏名、住所及び個人番号その他の事項を記載した帳簿（当該個人の次条第二項において準用する第三百三十七条第二項第一号（告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）に定める書類の提示又は署名用電子証明書等の送信を受けて作成されたものに限る。）を備えている場合における当該個人（当該個人の氏名、住所又は個人番号が当該帳簿に記載されている当該個人の氏名、住所又は個人番号と異なる場合における当該個人を除く。）とする。

第三百五十条の九第三項中「その他」を「（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所。以下この項において同じ。）その他」に改める。

第三百五十条の十第一項中「法人番号が」を「法人番号（個人番号若しくは法人番号を有しない者又は番号既告知者にあつては、氏名又は名称及び住所。以下この項において同じ。）が」に改める。

第三百五十一条第一項第九号中「第二十九条の四」を「第二十九条の三」に改める。

第三百五十五条第一項及び第二項中「又は名称、住所及び個人番号又は」を「及び住所又は名称、所在地及び」に改める。

（所得税法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

**第二条**　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第百四十一号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第二項中「新令第百七十条第二項第一号」を「所得税法施行令第百七十条第三項第一号」に改める。

附則第十四条の次に次の一条を加える。

（支払調書に関する経過措置）

**第十四条の二**　平成二十八年四月一日から同年十二月三十一日までの間に支払が確定し、又は支払われる平成二十六年改正法第一条（所得税法の一部改正）の規定による改正後の所得税法第百六十一条第一項第四号又は第八号（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得がある場合の平成二十六年改正法第一条の規定による改正後の所得税法第二百二十五条第一項（支払調書及び支払通知書）の規定の適用については、同項中「及び第百六十一条第一項第四号」とあるのは「及び第百六十一条第一項第四号（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第一条（所得税法の一部改正）の規定による改正前の所得税法（第八号において「旧所得税法」という。）第百六十一条第一号の二に掲げるものに該当するものに限る。）」と、同項第八号中「第百六十一条第一項第四号若しくは第六号」とあるのは「第百六十一条第一項第四号（旧所得税法第百六十一条第一号の二に掲げるものに該当するものに限る。）、第六号、第七号、第八号（旧所得税法第百六十一条第四号に掲げるものに該当するものに限る。）若しくは第九号」とする。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中所得税法施行令第三百十六条第一項第一号の改正規定、同令第三百十九条の二第一項の改正規定、同令第三百二十四条第一号の改正規定、同令第三百二十五条の改正規定、同令第三百三十一条第一項の改正規定並びに同令第三百五十五条第一項及び第二項の改正規定並びに附則第十二条、第十四条、第十五条及び第十七条の規定　平成二十九年一月一日

二　第一条中所得税法施行令第二百六十二条（見出しを含む。）の改正規定及び同令第三百十九条（見出しを含む。）の改正規定並びに附則第十一条及び第十三条の規定　平成三十年一月一日